

「社会保障・税番号大綱」に関するコメント（主な論点）

平成23年9月21日

日本証券業協会

1. 番号の民間利用（公益目的に資するための利用）については、制度導入当初から認めること

少なくとも、「犯罪収益移転防止法」、「金融商品取引法」、「税法」などの法令や「自主規制規則」に基づいて行う業務（本人確認、不公正取引の防止等）を遂行する目的での番号の利活用については、制度導入当初から認めていただきたい。

2. 必要以上のセキュリティ態勢やシステム構築を求められることのないよう配慮すること

民間事業者において取り扱うのは「見える番号」に留まることから、安全管理措置義務や第三者機関による監督に関し、必要以上のセキュリティ態勢やシステム構築を求められることのないよう配慮いただきたい。

3. 国全体で見たコスト負担の最小化や事務の効率化が図られるよう配慮すること

例えば、「番号制度」と「少額投資非課税制度（日本版ISA）」の導入時期との関係など、政府や民間における二重投資に繋がる要因については、関係当局が横断的に連携し、国全体で見た社会的なコスト負担の最小化や事務の効率化が図られるよう配慮いただきたい。

4. 制度の導入に当たり、十分な周知・対応期間を設けること

民間事業者における番号の取得や管理に係る実務の策定、それに伴うシステム変更等に当たり、十分な周知・対応期間を設ける必要がある。また、金融機関の顧客は多数に上る事から、国民への制度周知徹底までを含めた余裕ある導入期間を準備いただきたい。

5. 制度の円滑な導入・定着を図るための施策を講じること

国民にとって番号を利用することのメリットを感じるような措置を講じることにも必要である。また、民間事業者において義務的に発生する投資負担については、減税・補助金等の制度的インセンティブを設定していただきたい。

以 上

「社会保障・税番号大綱」に関するコメント

平成23年8月5日

日本証券業協会

1. 総論

- ・ 証券界では、予てより税制改正要望などにおいて、金融所得課税の一体化など、投資家がリスクを取りやすい投資環境の整備のため、番号制度の導入について進めていただきたいと申し上げている。
- ・ したがって、今回、番号制度導入が正式に決定され、大綱が公表されたことは、大変意義のあるものと評価している。
- ・ しかしながら、番号制度については、当面の利用範囲として、主に社会保障と税分野が想定されているが、証券界としては、少なくとも「犯罪収益移転防止法（犯収法）」、「金融商品取引法（金商法）」、「税法」などの法令や自主規制規則に基づいて行う業務を遂行する目的での番号の利用については、制度導入当初から認めていただきたい。
- ・ 具体的には、犯収法、いわゆるマネーロンダリング防止のための本人確認や、不公正取引防止のための顧客口座の管理に利活用することなど、是非とも実現できる方向で検討を進めていただきたい。
- ・ 上記以外にも、情報保有機関の取得する住所情報の民間事業者での利用等、番号制度の民間活用の可能性ある領域は広いと考えられる。今後の対応も含めた柔軟な対応をお願いしたい。
- ・ また、民間において、個人情報の管理が求められることは理解できるものの、番号を利活用する場面は限られる（＝見える番号のみを利活用するに留まる）と考えることから、必要以上のセキュリティ態勢やシステム構築を求められることのないよう配慮いただきたい。
- ・ 新制度導入に際しては、国民（顧客）にできる限り負担のかからない仕組みを導入し、手続きを課す場合は、その方法や周知期間等をよく調査・検討した上で、実務上の取扱いを決める必要があると考える。そうした観点からも、例えば、「番号制度」と「少額投資非課税制度（日本版ISA）」^(注)の導入時期との関係など、政府や民間における二重投

^(注) 少額投資非課税制度（日本版ISA）とは、個人投資家による非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置であり、非課税口座の適切な管理のために国税当局が「番号」を付番し用いられることが前提とされている。現時点において、同制度は、番号制度の導入に先立つ平成

資に繋がる要因については、関係当局が横断的に連携し、協調することで、国全体で見た社会的なコスト負担の最小化や事務の効率化が図られるよう配慮していただきたい。

- ・ その一方で、民間事業者における番号の取得や管理に係る実務の策定や、それに伴うシステム変更等に当たっても、十分な周知・対応期間を設けていただくことはもとより、国民にとって番号を利用することのメリットを感じるような措置を講じるなど、円滑な番号制度の定着を図るための施策を別途講じていただくことも必要である。
- ・ 証券界においては、番号制度の導入が顧客管理や税実務に与える影響が非常に大きいと想定されることから、法令の整備により制度を具体化するに当たっても、引き続き意見を汲み取っていただく機会が得られるようお願いしたい。

2. 各論

以下、大綱における各項目に沿って、各論についてコメントを述べる。

頁	大綱の内容	大綱の内容に関するコメント
7	第2 基本的な考え方 2. 番号制度で何ができるのか (2) 所得把握の精度の向上等の実現に関するもの (中略) このような対応が可能となるよう、税務当局に提出される既存の申告書・法定調書等については、その提出者（申告を行う者、法定調書の提出義務者等）に対し、提出者本人及び記載項目とされている第三者（扶養控除の対象者、給与等の支払を受ける者等）に係る「番号」又は「法人番号」の記載を求めることとする。なお、今後「番号」又は「法人番号」の記載の具体的な開始時期、正しい「番号」の告知や本人確認の担保方法等について検討を進める。また、番号制度の導入趣旨を踏まえ、諸外国の事例も参考として、法定調書の拡充についても検討を進める。	・ 番号制度の導入は、社会保障と税の一体改革が根底にあり、国民所得を正確に把握したうえで、公平・公正な社会保障給付を目指すものであると考える。尚、法定調書の拡充については、具体的な拡充範囲及び拡充のスケジュールについても議論した上で、制度が開始されるまでに明確に示さ

26年から運用が開始されることとなっている。

頁	大綱の内容	大綱の内容に関するコメント
		れるべきと考える。
8	(3) 災害時の活用に関するもの 防災福祉の観点から、以下のような取組に活用可能である。 ①～③ (省略) ④ 生活再建への効果的な支援 被災者生活再建支援金等の申請に当たって、必要な証明書等の添付書類が不要になるなど支援金等の迅速・適正な支給が可能になる。また、援助対象者を長期にわたって把握することが可能になることから、被災地市町村から転出した場合にも、必要な支援を継続して行うことが可能になる。さらに、震災等の異常事態発生時には、金融機関から被災者への預金の払戻し等を「番号」を活用してスムーズに行うことも可能とする。	金融機関から被災者への預金の払戻し等を「番号」を活用して行う場合、国民のニーズとしては金融商品により活用可能かどうかの差異が極力生じないことが望ましいと考えられる。よって、被災者対応に関しては、横断的・一律的な適用を中心に検討すべきである。
9	(5) 事務・手続の簡素化、負担軽減に関するもの ① 添付書類の削減等 国民が申請・申告等をする場合に必要な行政機関が発行する書類の添付を省略化すること等で、国民の利便が高まるとともに、各機関の事務コストも削減できる。具体的には、現時点の制度（時限立法措置によるものも含む。）を前提として、以下のようなものが想定される。 【所得情報等に関する証明書（所得証明書、納税証明書等）の添付が省略される手続の例】 番号制度の導入に併せて、税法上の守秘義務が課せられている所得情報等の提供を可能とする立法措置が講じられていることを前提に、以下の手続における所得情報等に関する証明書の添付を省略することが想定さ	添付書類の削減の論点として、国民の利便性を高めるという観点からは、行政機関が発行する書類だけではなく、金融商品による所得の確定申告に添付することとなる民間事業者が発行する書類の削減も検討対象に加えていただきたい。具体的な書類の例として、上場株式等の配当等に係る「支払通知書」や「特定口座年間取引報告書」が挙げら

頁	大綱の内容	大綱の内容に関するコメント
	れる。 ・ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）等による加給年金、振替加算及び障害基礎年金の申請に関する手続 （以下省略） ② （省略） ③ 法定調書の提出に係る事業者負担の軽減 現在、国と地方にそれぞれ記載事項が共通であるものを提出する義務のある一定額以上の給与、年金の支払調書について、オンラインでの電子的な提出状況を踏まえ、電子的な提出先を一か所とするなど事業者負担の軽減が実現できるとともに、各機関の事務コストも削減できる。	れる。 ・ 通常、証券会社が顧客に対して開設する口座は、法定調書の提出が不要とされている国債等の取引しかできない口座ではなく、法定調書の提出対象とされている株式等も含めた幅広い金融商品に対して投資できる口座である。ついては、証券会社が、顧客に係る将来的な法定調書の提出等に備え、新規顧客については口座開設時に、既存顧客については制度施行時に、一律に「番号」の告知を求めることは「正当な目的」にあたり、「不当な目的」には該当しないとの取扱いとしていただきたい。
14	3. 番号制度に必要な 3 つの仕組み （3）本人確認 個人が「番号」を利用する際、利用者が本人であることを証明するための本人確認（公的個人認証サービス等）の仕組みをいう。 この仕組みは、対面での本人確認やオンラインでの本人認証に活用する必要がある。こうした本人確認をした上で、利用者が「番号」の持ち主であることを確認する仕組みとすることが望ましい。 具体的には、券面に基本 4 情報及び顔写真が記載され、公的個人認証サービスを標準搭載し、「番号」を IC チップに記録した後記第 3 X の IC カードを現行の住民基本台帳カードを改良の上、国民に交付し、対面での本人確認やオンラインでの認証に活用することが考えられる。 （以下省略）	・ 大綱では、対面やオンラインでの本人確認については記載されているが、本人確認の方法として、郵送により番号を確認するケースは明記されていない。 ここでは、本人確認を郵送での本人確認書類のやり取りを通じて行うことについて排除するものではなく、また、郵送で「番号」の告知を行うことや、「番号」を記載した書類を送付することについても制限するものではないと理解しているが、本文においてその旨を明確化していただきたい。

頁	大綱の内容	大綱の内容に関するコメント
22	7. 今後の進め方 (3) 番号制度の導入に係る費用と便益 番号制度の導入に伴う各種のメリットを実現していく際には、新たなシステム開発が必要となり、相応のコストが発生せざるをえない。我が国の厳しい財政事情を踏まえれば、番号制度の導入に伴う国及び地方公共団体の各種事務の一層の行政効率化により、より大きなコスト削減効果の実現を図らなければならない。 「番号」を導入するための費用・期間については、一般的に、情報の活用範囲を広くするほど大きく・長くなることや、個人情報保護の仕組みの在り方等で相応の増減があり得ることから、システム等の技術設計や調達に当たっては、費用対効果を十分に踏まえて検討を行う。また、費用を誰がどのように負担するかについて、受益者負担の観点も踏まえつつ、別途検討する必要があること等について、留意する必要がある。 費用については、制度設計の仕方によって、実際のシステム改修の程度やその費用が異なってくることに留意する必要がある。 期間については、利用範囲を狭く限ったとしても、システム改修、「番号」交付、周知・広報等に要する期間を考慮に入れると、システム稼動までに少なくとも3～4年程度はかかる見込みであり、費用と同様、各利用事務に係る制度設計の仕方によって異なってくることに留意する必要がある。 また、番号制度を導入する場合の費用及び便益について、行政の効率化による経費削減効果を含め、国民にわかりやすく示すこととしている。	- 番号制度の導入に伴い、番号を記載した支払調書等の提出等が求められるなど、証券会社ではシステム対応等に大きなコストをかけて対応せざるを得ないことが想定される。番号制度の一端を担う民間事業者にとっても、一定のメリットを感じられるような仕組みとしていただきたい。 - そうした観点からも、証券会社から顧客に送付する法定の書類（取引残高報告書など）が不届きの場合、証券会社から国税庁などの情報保有機関が保有するデータベースに照会を行うことによって最新の住所情報を入手できるようにしていただきたい。 - また、その際には、投資家の利便性の観点からも、番号の告知をした者は、異動時の告知をしたこととみなしていただきたい。 - なお、繰り返しになるが、番号制度の導入に伴い、証券会社ではシステム対応等に大きなコストをかけて対応せざるを得ないことを勘案し、民間に過度な負担が生じないようご配慮いただきたい。 - 金融機関及び事業会社の番号登録のためのシステム対応等、番号制度の導入に伴い義務的に発生する投資負担については、減税・補助金等の制度的インセンティブを設定していただきたい。

頁	大綱の内容	大綱の内容に関するコメント
23	(4) 今後のスケジュール 番号制度の導入時期は制度設計や法案の成立時期により今後変わり得るが、以下を目的とする。 番号制度が円滑に施行されるよう、システム技術等の活用にあたっては、既存インフラとの整合性、将来の維持管理コスト、制度や業務要件等の可変性等を十分に考慮しながら弾力性を担保しつつ取り組むことが必要である。 ア 平成 23 年(2011 年)秋以降、可能な限り早期に番号法案及び関係法律の関係法案を国会に提出する。 イ 法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置し、業務を開始する。 ウ 平成 26 年(2014 年)6 月、個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付する。 (※) 後記第 3 X の IC カードについては、確実な本人確認の実施や国民の利便性の向上を図る観点から、導入や更新等に伴う種々のコストも勘案しつつ、国民への交付の在り方を検討 エ 平成 27 年(2015 年)1 月以降、「番号」を利用する分野のうち、社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始する。 オ 平成 30 年(2018 年)を目途にそれまでの番号法の執行状況等を踏まえ、利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを行うことを引き続き検討する。	- 番号制度が国民や日本社会にもたらすメリットは、社会保障分野・税分野以外にも利用範囲を拡大するものでより大きなものとなる。特に行政関連法規に従った公益性の高い目的における利用などは非常に重要であり、早期の実現のためにも平成 30 年を待つことなく速やかに検討が開始されるべきである。 - 中でも、「犯収法」、「金商法」、「税法」、「自主規制業務」等の業務遂行のために番号を利用する場合については、番号制度施行時から利用を開始できることとしていただきたい。 - 実際の金融機関における番号告知に関しては、取扱口座・契約が多数に上る事から、国民への制度周知徹底までを含めた余裕ある導入期間を準備いただきたい。 - 今後、番号の当初の付番等実務的な対応について、実現可能なスキームを構築すべく、証券会社等関係業者と調整を図りながら、検討していただきたい。
26	第 3 法整備 Ⅱ 個人に付番する「番号」 1. 付番 (2) 市町村長は、出生等により新たに住民票に住民票コードを記載した場合には、後記第 3 VII 1. に規定する番号生成機関か	

頁	大綱の内容	大綱の内容に関するコメント
	ら指定された、住民票コードに一対一対応した「番号」を書面により個人に通知するとともに、住民基本台帳法に基づき、当該個人に係る住民票に当該「番号」を記載するものとする。ただし、ＩＣチップに「番号」が記録された後記第３ＸのＩＣカードが当該記録に係る者に既に交付されている場合には、当該記録に係る者に対して改めて当該通知を要しないものとする。	・ 仮にＩＣカードが普及しない状況下では、例えば、顧客から運転免許証などの本人確認書類に加えて住民票の写しを徴求する必要が生じるなど、証券会社における本人確認実務において過剰な負担となることが懸念される。ＩＣカードの普及を促進するための方策も引き続き検討していただきたい。 ・ 住民票に「番号」が記載されるのであれば、住民票の写しにも一律「番号」が記載されることとしていただきたい。 ・ 平成 26 年 6 月の付番後速やかに、全国民に対して「番号」が通知されることとしていただきたい。実際の制度開始(平成 27 年 1 月)までの期間が短いので、国民は自身の番号を極力早期に認識できるように通知していただきたい。顧客が自身の番号を認識していることは、番号の告知を受ける金融機関にとって大前提となる。
26	2. 変更 「番号」を通知された者は、「番号」の変更を請求することができる。変更請求の要件等については、特段の要件を設けないこととする案や、「番号」の悪用により不利益を受けた場合その他市町村長が適当と認める場合等に請求できることとする案等が考えられるが、行政事務コストやシステム上の負荷等の観点も踏まえ、今後、番号法案策定時まで引き続き検討する。	・ 番号の変更請求については、番号を変更しないことによる財産的、身体的危害が発生する可能性があるなど真にやむを得ない場合に明確に限定し、必要最小限に抑え、悪意のある者が何度も変更請求が行うことのないようにすべきである。また、変更・失効した場合には、当該情報が「番号」を取り扱う事業者に対して適切にフィードバックされる方法等についても考慮していただきたい。 ・ 変更・失効の際の対応は行政側で行うものとし、「番号を取り扱う事業者」側で対応が必要のないものとしていただきたい。

頁	大綱の内容	大綱の内容に関するコメント
31	Ⅲ 「番号」を告知、利用する手続の範囲 6. 税務分野 (1) 国税 ・ 国税に関する法令の規定に基づき税務署長等に提出する書類への記載及びこれに係る利用その他番号法の授權に基づく政省令で定める利用 具体的には、本人及び税務代理人等が税務署長等に提出する確定申告書や法定調書等の書類に「番号」を記載することや、このために必要な事務に「番号」を用いることがこれに該当する。 ・ 国税に関する法令の規定に基づき、税務職員等が適正かつ公平な国税の賦課及び徴収のために行う事務に係る利用その他番号法の授權に基づく政省令で定める利用 具体的には、税務職員等による申告書の処理、調査等に係る事務に「番号」を用いることがこれに該当する。 (2) 地方税 (省略)	・ 国民の申請・申告手続きの簡素化を図り、利便性の高い社会を実現するため、税務分野における利用には、次のものが含まれることとしていただきたい。 ① 既に番号の告知を受けた顧客が住所や氏名の変更（以下「住所変更等」）した場合に、金融機関に対する告知や本人確認書類の提示を不要とすること ② 番号を用いた突合作業等を通じて税当局において特定個人の住所変更等が確認された場合、地方税の適切な納付等のため当該住所変更等情報（変更後住所や氏名の情報を含む）が金融機関に提供されること なお、その際には、フィードバックの迅速性を始め、金融機関の事務負担・コスト負荷の増加がないよう十分留意していただきたい。 ・ 特定口座等について税法に基づく管理を行うために、顧客から告知を受けた番号を用いた検索システムを構築し、検索を行うことは「法定調書等の書類に「番号」を記載するために必要な事務」に該当するものと考えて差し支えないことを確認したい。
33	Ⅳ 「番号」に係る個人情報とは 「番号」に係る個人情報とは、①「番号」、②情報連携基盤を通じた情報連携の対象となるものとして法定された社会保障及び税分野の個人情報、③（情報連携基盤を通じた情報連携の対象とはならないものの、）法令に基づき「番号」を取り扱い得る事務において「番号」と紐付いて扱われる社会保障及び税分野の個人情報をいう。 (以下省略)	・ 「番号」と紐付いて扱われる社会保障の及び税分野の個人情報をいう」とされているが、どの程度の牽連性をもって「紐付いて」いるものとされるのか、より明確にいただきたい。 今後Q&A等で、具体的に紐付いていることとされる事例、されない事例をより詳細に提

頁	大綱の内容	大綱の内容に関するコメント
		示していただきたい。
35	V 「番号」に係る本人確認等の在り方 1. 本人確認及び「番号」の真正性確保措置 (1) 「番号」の告知（法令の規定に基づいて書面に「番号」を記載することを含む。以下同じ。）を求めることのできる行政機関、地方公共団体又は関係機関の職員等（職員等には労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）に規定する派遣労働者を含む。以下同じ。）及び法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者 22（「番号」に係る個人情報を取り扱う委託を受けた者（再委託、再々委託等の場合を含む。以下同じ。）を含む。）又はその従業者等（従業者等には労働者派遣法に規定する派遣労働者を含む。以下同じ。）その他法令の規定に基づいて書面に第三者の「番号」の記載を求められる者は、「番号」の告知を受ける際、本人確認を行うとともに、「番号」の真正性を確保する措置を講じるよう努めなければならない。 22 現時点では、金融機関又は源泉徴収義務者・特別徴収義務者等たる事業者等が考えられる。	・ 「告知を受けた「番号」の真正性を確保するということ」について、番号を取り扱う事業者に過度な確認義務が強いられることにならないようにしていただきたい。 ・ ICカード及び番号を記載する書面（通知書）を税法上及び犯収法上の本人確認書類として認めていただきたい。この場合、当該通知書には、「番号」のほか 4 個人情報（住所、氏名、生年月日及び性別）が記載され、かつ、「番号」を証する書類として有効なものであり、番号や住所等の変更に伴い、再発行等がされる書類であることを前提としている。 ・ また、これらの書類を本人確認書類として認めていただく場合には、当該提示されたカード等に記載された番号が正確な番号であるとする運用としていただきたい。真正性が疑わしい「番号」が判明した場合であっても、例えば、番号を記載した各種支払調書の再提出が義務付けられるなど証券会社に過度に負担がかかるような取扱いとしないでいただきたい。 ・ 証券会社の既存の顧客より、法により「番号」のみ追加で告知を受ける際にも“本人確認”が必要と読めるが、既に運転免許証等の本人確認書類による本人確認がなされている場合には、改めて本人確認書類の提示を求める必要はないものとしていただきたい。（犯収法においては、既に本人確認書類を用いた本人確認をしたことのある顧客との取引の際に、当該本人確認に係る記録上の者と同一であることを示す書類の等の提示又は送付を受けるか、顧客しか知り得ない事項等の申告を受ければ、本人確認済みの顧客との取引として、改めて本人確認書類の提示等を求める必要は

頁	大綱の内容	大綱の内容に関するコメント
		ないこととなっており、当該犯収法の考え方と同様でよいと思料する。) ・ 仮に、番号の真正性確認を目的に、追加的な業務が義務付けられる場合は、真正性確認のための手段・仕組みを政府にてご提供いただきたい（例えば、金融機関・事業会社が4情報を国税庁などの情報保有機関が保有するデータベースに入力・送信すると正確な番号情報が参照できるシステムの提供など）。
36	VI 「番号」に係る個人情報保護及び適切な利用に資する各種措置 1. 「番号」の告知義務 <u>正当な利用目的</u>で「番号」の告知を求められた者は、「番号」を告知しなければならず、正当な理由なく、「番号」の告知を忌避してはならない。 2. 「番号」の告知要求の制限 何人も<u>不当な目的</u>で「番号」の告知を求めてはならない。 3. 「番号」の虚偽告知の禁止 何人も虚偽の「番号」を告知してはならない。	・ 新規及び既存の顧客から一律的に番号の告知を受けることを「正当な利用目的」として認めていただきたい。 税務分野での利用の一つとして支払調書に番号を記載して提出することが想定されるが、現行税法上の規定に基づく支払調書の提出であれば、結果的に支払調書が提出されない場合も想定される。そのような顧客については番号の告知を受けてはならない、あるいは、支払調書を提出する際に番号を告知するとされると実務上の対応が極めて困難となる。 ・ 「告知義務」については、顧客に対して課されるものであって、「証券会社が顧客から番号の告知を受けなければならない」と義務付けられることは避けていただきたい。 ・ 番号の告知を受ける十分な経過期間を設けることが必要であると考えるが、金融機関にとっては、既存口座に告知が義務付けられた場合であっても、既存口座を開設する「すべての顧客」の番号を取得することは不可能であることにご留意いただきたい。また、告知者へのインセンティブ等についても検討していただきたい。 ・ 既に「正当な利用目的」で番号を取得し

頁	大綱の内容	大綱の内容に関するコメント
		た顧客との間で、以下の事象に対応する際に改めて番号を確認することが「正当な利用目的」に該当することを確認したい。 ① 本人の属性に変更があった場合に当該顧客に番号の告知を要求すること（連絡先電話番号・勤務先変更等4情報以外の情報）。 ② 証券会社が発行するカード喪失・再発行手続の際に番号の告知を要求すること。 ③ 店舗外取引用ユーザID・パスワード再発行の際の番号の告知を要求すること。 ④ 住所不明による取引停止解除手続の際の番号の告知を要求すること。
36	5. 「番号」に係る個人情報の閲覧、複製及び保管等の制限 (2) 法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者24又はその従業者等は、<u>正当な理由</u>なく、「番号」の記録されているデータベース等を作成してはならない。 従業者（出向者、親子会社において親会社が一体的に人事管理等を行っている子会社の従業者又は退職者等を含む。）の源泉徴収票の提出若しくは金融機関等による支払調書の提出等法令に基づき「番号」を取り扱い得る事務に利用するため、「番号」の記録されたデータベース等を構築するに当たり、上記事務を含めた用途で利用されている既存のデータベース等に、「番号」を付加して作成するとき、又は法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者若しくはその従業者等が同事業者の従業者本人の同意が得られている目的の範囲内で、同人の個人情報を利用してデータベース等を作成する際に、同データベース等を法令に基づき「番号」を取り扱い得る事務にも併せて利用するために、「番号」を付記	・ 各所に「正当な理由」の範囲を法令で明示することとされているが、過剰なまでに限定列挙された場合には、当該範囲を少しでも外れたようなケースは取扱うことができなくなるといった事務の制約となってしまうことが懸念されることから、そうしたことが生じないよう法令で配慮をすべきである。

頁	大綱の内容	大綱の内容に関するコメント
37	するとき等<u>正当な理由</u>に該当する範囲を、可能な限り番号法又は同法の授權に基づく政省令に記載するなどの方法により、確定することとする。 (3) (省略) (4) 行政機関、地方公共団体、関係機関の職員等又は法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者若しくはその従業者等は、業務に関して知り得た「番号」に係る個人情報の内容を<u>みだりに他人に知らせ</u>、又は<u>不当な目的</u>に利用してはならない。25 (5) 事業者又はその従業者等が業務により「番号」(法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業により知り得た「番号」を除く。)を知った場合 26、当該「番号」を他人に知らせ、若しくは不当な目的に利用し、又は文書、図画若しくは電磁的記録に記録して保管してはならない。27 24 金融機関又は源泉徴収義務者・特別徴収義務者たる事業者等が考えられる。 25 例えば、法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者又はその従業者等が従業者の所得情報等(「番号」に係る個人情報(「番号」自体は除く。))を当該従業者の住宅斡旋等の福利厚生等の目的で同利用目的につき当該従業者の同意を得て利用することは「不当な目的」には該当しない。 26 「番号」が券面に記載されているICカードを本人確認書類として用いた場合が考えられる。 27 「番号」は、ICカードの裏面に記載するなど、「番号」ができるだけ複写されない措置を検討する。	・ 「みだりに他人に知らせ」及び「不当な目的」に該当する範囲につき御教示いただきたい。例えば、税務上の観点等から必要な個人情報を民間の事業者間で授受する必要がある場合には、当該個人情報に番号を付記して授受することも可能であることを確認したい。なお、それが可能である場合には、番号制度の一端を担う民間の事業者には過度なシステム構築等の負担を生じさせない観点から、番号の告知や本人確認等の実務フローも含めて、現行の実務と乖離しないよう御配慮いただきたい。 ・ 番号の告知を受ける手段として、郵送は必須であることは前述したとおりである。 郵送により告知を受ける番号の真正性を確認する手段として、ICカード券面に記載された番号の複写物は不可欠となることから、「番号」は複写可能とされる必要がある。 また、法令に基づき番号を取り扱い得る事業により知り得た番号については、業務上必要な範囲で番号の複写等が可能であることを明記いただきたい。

頁	大綱の内容	大綱の内容に関するコメント
38	8. 「番号」に係る個人情報の安全管理措置義務 行政機関、地方公共団体、関係機関又は法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者は、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の「番号」に係る個人情報の安全管理のために、相当な措置を講じなければならない。 28 28 後記X I の委員会及び個人情報保護についての既存の監督機関は、連携を図りながら、当該事業者において措置が確実に講ぜられるよう監督するものとする。	・ 大綱「IV 「番号」に係る個人情報とは」における個人情報の定義のうち、「①」については番号を取扱い得る事業者が取得する「見える番号」を規定し、「②」については情報連携基盤において利用する「見えない番号」を規定していると思料する。「見えない番号」については、高度な安全性を求める必要がある一方で、「見える番号」は他の個人情報やリンクコードと紐付けられてはじめて個人情報に該当するものと考えられるため、「見える番号」そのものに過度な安全管理措置義務等の措置を講じることのないようにしていただきたい。 ・ 具体的には、「現行の個人情報保護法における規制と同様の安全管理措置」とし、個人情報保護法及び各省庁の定めるガイドラインにおける規定と乖離しない措置にしていきたい。
40	12. 情報保護評価の実施 (3) X I の委員会は、行政機関及び関係機関（義務付け対象者）向けガイドライン、並びに地方公共団体及び法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者（非義務付け対象者）向けガイドラインを作成するものとし、情報保護評価の実施についての助言を行うことができることとする。ガイドラインには、情報保護評価を実施しなければならない情報システムについての基準や、情報保護評価の実施方法、実施手順等を記載することとする。	・ 「番号」を取り扱い得る事業者向けガイドラインについては、個々の関係機関のシステムの実情や意見を踏まえ、現実に即した基準とされるようご留意いただきたい。現状を踏まえずに、一律の基準がガイドラインで適用されることは無いように配慮いただきたい。特に金融機関に関しては、金融監督当局の管理監督基準との整合性としていただきたい。

頁	大綱の内容	大綱の内容に関するコメント
45	X マイ・ポータルへのログイン等に必要な I C カード 1. 概要 (1) マイ・ポータルにログインするために、現在は署名サービスのみに限られている公的個人認証サービスに認証用途を付加する。 (2) 電子証明書の有効期間を現行の 3 年から 5 年に延長し、公的個人認証の利便性を高める。 (3) 民間事業者の窓口等で電子的に本人確認を行うため署名検証者を民間事業者に拡大する。 (4) 「番号」の告知の際、「番号」の真正性を担保するため、I C カードの券面に「番号」を記載し、I C チップに「番号」を記録する。	・ 「民間事業者の窓口等で電子的に本人確認を行うため署名検証者を民間事業者に拡大する」とあるが、前述の理由から窓口での電子的な I C カードによる本人確認方法の採用を義務としないようにしていただきたい。
48	X I 第三者機関 1. 設置等 (1) 内閣総理大臣の下に、番号制度における個人情報の保護等を目的とする委員会（以下「委員会」という。）を置く。 (2) 委員会は、次のような業務を行う。 ア 行政機関、地方公共団体、関係機関又は「番号」を取り扱う事業者（以下「監督対象機関等」という。）による「番号」に係る個人情報の取扱いの監督イ〜キ（省略）	・ 「番号」を取り扱う事業者は第三者機関により監督されるとあるが、事業者にとって過度な運用負担が発生しないようにしていただきたい。 - また、現行の監督当局による監督・検査と重複が無いように、第三者機関による監督内容については事前に明示し、あらかじめ関係各方面から意見を聞く機会を設けていただきたい。
50	X II 罰則 以下の行為又は者を処罰する罰則を創設し 40、必要に応じて国外犯処罰規定及び両罰規定を設ける。	

頁	大綱の内容	大綱の内容に関するコメント
	これらの罰則の更に具体的な内容や法定刑、他の罰則の必要性、社会保障又は税務の個別法における処罰範囲の拡大・法定刑の加重の要否等について制度全体の在り方を踏まえ、検討を進める。 40 番号法においても、原則として、刑法（明治 40 年法律第 45 号）総則の規定が適用されることから（同法第 8 条）、罪を犯す意思（故意）がない場合は処罰されない（同法第 38 条第 1 項）。	・ 「番号」取扱事業者に関する罰則規定は今後検討する旨があるが、罰則規定は個人情報保護法に準ずるものとしていただきたい。
51	2. 行政機関の職員等以外も主体となり得るもの (1) 「番号」を取り扱う事業者若しくはその従業者等又は受託業務の従事者等（以下「番号」を取り扱う事業者等」という。）が、<u>正当な理由</u>がないのに、「番号」の記録されているデータベースを提供した行為 「番号」に係る個人情報を取り扱う委託を受けた者に対して提供するとき、従業者（出向者、親子会社において親会社が一体的に人事管理等を行っている子会社の従業者又は退職者等を含む。）の人事管理・福利厚生のために必要で、第三者への提供につき当該従業者の同意があるとき、法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者の事業が、合併、分社化、営業譲渡等により承継されるに際し、「番号」の記録されているデータベースを移転するとき、又は法令に基づき提供するとき等<u>正当な理由</u>に該当する範囲を、可能な限り番号法に記載するなどの方法により、確定することとする。	・ 各所に「正当な理由」の範囲を法令で明示することとされているが、限定列举にすることが意図されている訳ではないことを確認させていただきたい。「その他正当と認められる理由」のような条文文言が必要であり、過剰な限定列举は「番号」に係る事務の制約となってしまうことを懸念する。 ・ 「正当な理由」に該当する範囲につき御教示いただきたい。例えば、税務上の観点等から必要な個人情報を民間の事業者間で授受する必要がある場合には、当該個人情報に番号を付記して授受することも可能であることを確認したい。なお、それが可能である場合には、番号制度の一端を担う民間の事業者に過度なシステム構築等の負担を生じさせない観点から、番号の告知や本人確認等の実務フローも含めて、現行の実務と乖離しないよう御配慮いただきたい。

以 上

社会保障と税に関わる番号制度の検討スケジュール等

23 年 1 月 「基本方針」の策定	}	「社会保障・税に関わる番号制度の検討に係るワーキング・グループ」 <主な役割> ・ 要綱、大綱の策定に際しての証券界の意見の取りまとめ・発信 ・ 政府の「情報連携基盤技術ユーザーサブWG」証券界出席者のサポート
23 年 3 月～4 月 「要綱」の策定		
23 年 6 月 「社会保障・税番号大綱」の策定		
23 年 7 月 大綱のパブリックコメント募集 (7 月 7 日から 1 か月間)	}	(新 設)
23 年秋以降 可能な限り早期に番号法案及び関係法律の関係法案を国会に提出		「社会保障・税番号に係る法整備等対応ワーキング・グループ」 <主な役割> ・ 番号法、関係法及び関係政省令等の整備に際しての証券界の意見の取りまとめ・発信
24 年～25 年（予想） 番号法、税法、金商法等関係政省令等の公表・制定		
26 年 6 月 個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付		
27 年 1 月以降 社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始		
30 年を目途 利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを行うことを引き続き検討		

以 上

「社会保障・税番号に係る法整備等対応ワーキング・グループ」設置要綱

平成23年7月19日

日本証券業協会

1. 設置の趣旨

今般、「政府・与党社会保障改革検討本部」では、社会保障と税に関わる番号制度（以下「番号制度」という。）に関し、具体的に法令その他で措置する制度設計の内容、制度の円滑な導入、実施、定着、利便性の向上に向けた実施計画等についての方角性を示した「社会保障・税番号大綱」（以下「大綱」という。）を取りまとめ、パブリックコメントに付したところである。また、本年秋以降、可能な限り早期に番号法案及び関係法律の関係法案が国会に提出されることとなっている。

大綱では、法令に基づき「番号」を取り扱い得る事業者として、証券会社も番号制度の一端を担うこととされているが、今後の番号法等の法整備等に際し、証券会社における番号の民間利用の範囲やコスト負担のあり方など、我が国証券界における番号制度の円滑な導入に向けて、適時適切に意見を取りまとめ、発信していく場が必要であると考えられることから、証券戦略会議の下部機関として、標記ワーキング・グループ（以下「本WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 番号法等の法整備等に対する意見
- (2) その他

3. 本WGの構成

- (1) 本WGの人数は10名程度とする。
- (2) 本WGに主査を置く。
- (3) 本WGには、オブザーバーを置くことができる。

4. 本WGの検討期間

本WGは、番号法及び関係法並びに関係政省令等が策定・整備されるまでの間を目途に検討を行う。

5. 事務の所管

本WGの庶務は、本協会企画部が担当する。

6. その他

税務分野における実務的な対応については、「証券税制に関するワーキング・グループ」を主体として検討し、本WGとの間で適切に情報連携を図ることとする。

以 上

社会保障・税番号に係る法整備等対応ワーキング・グループ名簿

平成 23 年 8 月

日本証券業協会

主査	吉村史也	(野村証券)	経営企画部 マネージング・ディレクター
委員	窪久子	(三菱UFJモルガン・スタンレー証券)	法務部特命次長
〃	近藤龍一郎	(大和証券グループ本社)	経営企画部担当部長
〃	佐藤伸一	(メリルリンチ日本証券)	税務部ディレクター
〃	佐藤学	(松井証券)	コンプライアンス部リーダー
〃	新谷光彦	(コスモ証券)	事務企画部副部長
〃	廣山増廣	(岡三証券)	経営法務部参事
〃	峰松浩人	(楽天証券)	執行役員
〃	森山智光	(マネックス証券)	商品サービス部
〃	安田善文	(みずほ証券)	経営調査部 ディレクター
〃	山中敏文	(SMB C日興証券)	経営企画部制度調査課長

(以上 11 名、五十音順、敬称略)